

令和3年度（2021年度）

# 環 境 速 報

第204号

令和3年11月25日（木）発行

	目次
◇令和3年8月～11月中に公布された主な環境法令の概要について	1
9月：排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令	
10月：「特定化学物質排出把握管理促進法」施行令の一部を改正する政令	
11月：「改正地球温暖化対策推進法」の施行期日を定める政令	
◇行政情報	5
○建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策 徹底マニュアルの訂正事項について（長野県環境部水大気環境課）	
○高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー等）の処分期限は、令和4年 （2022年）3月31日です。工場内や倉庫内に残っていないか再確認を！ （長野県環境部資源循環推進課）	
◇再エネコラム ～これから企業は再生可能エネルギーとどう向き合えばよいか～ （第二回） グリーナ株式会社 征矢野 有希	15
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第10回） ～大気汚染防止法/県公害防止条例により排出規制基準等～	17
◇省エネコラム ～変圧器の損失低減による省エネ～ 小林技術士事務所 所長 小林 和男	19
◇環境法令改正情報（令和3年8月～11月）	21
◇協会からのお知らせ／編集後記	24

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21  
地域事務局No.091

[エコアクション21 地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@valley.ne.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

2021年度

# エコアクション21 セミナー

オンライン開催

第4回 本業と一体で取り組むエコアクション21

全世界が2050ゼロカーボンを目指して、また「より良い社会をつくる」分野ではSDGsというゴールを設定し、大きく動き出しました。これらを実現する道具として、あらためてエコアクション21が注目されています。

エコアクション21やSDGsにこれから取り組みたいと考えている方々、すでに取り組んでおり、活動内容の向上を考えている方々、いずれでも参加が可能です。

経営者、企業及び自治体の担当者の方々等大勢のご参加をお待ちしております。



## エコアクション21でSDGs達成



エコアクション21  
地域事務局1-001

オンライン(Zoom)による開催

第2回 1. テーマ エコアクション21の効率的運用 2. とき 2022年1月19日(水) 13:30 ~ 15:20

13:30 ~ 14:30	本業と一体で取り組むエコアクション21 効果の上がる目標と計画を作る	エコアクション21 審査員 末広繁和 氏
14:40 ~ 15:20	事例発表 「一人ひとり稼ぐ組織」を目指すマネジメントシステム	株式会社エムピー EA21 事務局 小宮山 茂 氏

3. 定員 50名

参加無料

主催：長野県 (一社)長野県産業環境保全協会 (EA21 地域事務局長野産環協)

共催：(一社)長野県環境保全協会 (一社)長野県資源循環保全協会 (一社)長野県建設業協会 長野県工業会

後援：(一社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会

(一社)長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会

4. セミナー申込方法

参加ご希望の方は後記の申込書に必要事項を記入の上、開催日の1週間前までに下記へ FAX 又は Email にてお申し込み願います。(受講料 無料)

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 (一社)長野県産業環境保全協会 講習会係

Tel 026-228-5886 Fax 026-228-5872 E-mail ea21nasa@valley.ne.jp

- Zoom の利用は無料です。パソコン、スマホ、タブレットのいずれでも利用が可能です。
- 参加申込者には別途メールにてミーティング URL 等をご案内いたします。
- 参加申込者には事前に資料を電子ファイルで配布いたします。

切り取らずにこのまま FAX してください。

エコアクション21 セミナー参加申込書

年 月 日

(一社)長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名

所在地 〒

Tel

Fax

参加者氏名	所 属	Eメールアドレス

## 令和3年8月～11月中に公布された主な環境法令の概要について

### 1 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和3年9月24日公布。環境省令第15号）

#### (1)改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条により環境省令で定めることとされている有害物質及びその他の項目ごとの排水基準については、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）により定めている。
- 亜鉛含有量の一般排水基準については、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）により、それまでの5mg/Lから2mg/Lに強化されたところであるが、その際、同省令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（10業種）に対しては、5年間の暫定措置として暫定排水基準が設定された。その後、平成23年及び平成28年に暫定排水基準の見直しが行われ、現在は3業種（金属鉱業、電気めっき業、下水道業）の工場・事業場に対して暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和3年12月10日をもって適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第3回）において審議した結果、上記3業種のうち1業種（電気めっき業）について、暫定排水基準を強化の上、令和6年12月10日まで適用期限を延長（他の2業種は一般排水基準へ移行）することとされた。

#### (2)改正の内容

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の附則及び附則別表を改正し、業種ごとに現行の暫定排水基準の廃止及び延長（令和6年12月10日まで）の措置を定めるものである。

#### <亜鉛含有量に係る暫定排水基準>

業種	現行 (H18.12.11～R3.12.10)	改正後 (R3.12.11～R6.12.10)
金属鉱業	5 mg/L	設定しない ※一般排水基準（2 mg/L）へ移行
電気めっき業	5 mg/L	4 mg/L
下水道業	5 mg/L	設定しない ※一般排水基準（2 mg/L）へ移行

#### (3)施行期日 令和3年12月11日

\*令和3年9月 環境省水・大気環境局水環境課「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要」を掲載した。

### 2 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和3年9月29日公布。環境省令第275号）

#### (1)改正の背景

令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。これを受け、環境省において、専門家等からなる「ばい煙発生施設影響評価検討会」を設置し、ば

い煙発生 施設のうちボイラーに係る規模要件について検討した結果、「伝熱面積の要件については無くすことが適当である」旨を結論とする「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書」が取りまとめられた。(https://www.env.go.jp/air/post\_79.html/mat03.pdf)

また、バーナーを持たないボイラーについては、これまで伝熱面積に係る要件により規制対象の該当性が判断されていたところであるが、伝熱面積に係る要件が撤廃された場合、バーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることとなる。このことについて検討会において議論した結果、「当該規模要件についてはバーナーの有無に限らず『燃料の燃焼能力』とすべきと考えられる」旨、報告書に盛り込まれた。

今回の改正は、これらの背景を踏まえ、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「令」という。)の改正を行うものである。

## (2)改正の概要

令別表第1におけるボイラーの規模要件を以下のとおり改正する。

1. 「伝熱面積」の規模要件を撤廃する。
2. 伝熱面積の規模要件撤廃に伴いバーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることから、公平な規制にするため「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正する。

※大気汚染防止法施行令 別表第1 第1の項ボイラー

### (改正前)

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

↓

### (改正後)

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

## (3)施行期日 令和4年10月1日

\*令和3年9月24日 政令の閣議決定についての環境省報道発表資料を掲載した。

## 3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年10月20日政令第288号)

☆☆☆化管法に基づくPRTR制度、SDS制度の対象物質が変わります☆☆☆

### (1)改正の趣旨

本政令は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に規定する第一種指定化学物質※1及び第二種指定化学物質※2として指定する物質を見直すものです。

第一種指定化学物質※1 ⇒ PRTR制度※3及びSDS制度※4の対象。

人や生態系への有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定。

第二種指定化学物質※2 ⇒ SDS制度のみ対象。

第一種指定化学物質と同等の有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広

く存在することとなる可能性がある」と認められる化学物質として政令で指定。

#### PRTR 制度※3

一定の要件を満たす事業者に対し、対象となる化学物質について、事業所からの環境への排出量等を自ら把握し、国に届け出ることを義務付ける制度。

#### SDS 制度※4

対象となる化学物質及び含有製品を事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。

### (2) 改正の内容

#### ①第一種指定化学物質の見直し

現行 462 物質が指定されているところ、改正後は 515 物質となります。また、特定第一種指定化学物質※5 については、現行 15 物質が指定されているところ、改正後は 23 物質となります。

#### 特定第一種指定化学物質※5

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等を有する物質として、PRTR 制度の届出における取扱量が年間 0.5 トン以上（その他の第一種指定化学物質は年間 1 トン以上）に設定されている物質。

#### ②第二種指定化学物質の見直し

現行 100 物質が指定されているところ、改正後は 134 物質となります。

### (3) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

\*令和 3 年 10 月 15 日 政令の閣議決定についての厚生労働省・環境省・経済産業省同時発表した報道発表資料を引用した。

## 4 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(令和 3 年 11 月 8 日政令第 306 号)

### 概 要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日とする。

## 5 その他令和 3 年 8 月～10 月中に公布された主な環境法令（政令）

概要は、「環境法令改正情報」をご覧ください。

### (1) 9 月 17 日：自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（第 257 号）

自然公園法施行令の一部を改正する政令（第 258 号）

### 29 日：愛玩動物看護師法施行令（第 273 号）

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（第 276 号）

### (2) 10 月 4 日：環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（第 283 号）

### (3) 11 月 8 日：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（第 307 号）

## 協会からのお知らせ

### ☆☆☆会報「サン」第50号投稿を募集しています！☆☆☆

1. 発行日 令和4年（2022年）1月中を予定しています。
2. 体裁 A4版表紙カラー印刷 120～150ページ
3. テーマ 『2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組みよう！』  
キーワード：「再生可能エネルギー」・「省エネ」
4. 募集する投稿 関連する内容であれば内容は自由です！
  - (1) 定例記事
    - ①産業環境保全分野の研究、技術、取り組み等の紹介等／②産業環境に関わる新製品等の紹介等
    - ③随想、紀行、俳句、短歌、詩、川柳、漫画などの文芸作品等／④趣味、健康などジャンルを問わないコラム等／⑤会員企業のスタッフ紹介等／⑥わが社のSDGs／⑦行政機関からの情報
  - (2) テーマに即した会員事業所の取組や製品の紹介、提案、意見発表
    - ①再エネ／②省エネ
  - (3) 表紙写真 会報の表紙に掲載する写真（協会ホームページの写真としても使用）  
テーマ又は公害防止などの協会の目的や活動に関する写真を依頼又は取材撮影
5. 募集要領
  - (1) 投稿者は原則、協会関係者としませんが、産業環境保全対策に係る記事については、会員以外の投稿も歓迎します。
  - (2) 記事 A4版1枚～4枚程度（枚数制限はなし）
  - (3) 表紙写真
    - ①テーマ テーマ又は公害防止などの協会の目的や活動に関する写真／②大きさ等 概ねA4版以上
    - ③コメント 100字以内で写真のコメントを付記願います。写真紹介欄に掲載します。／④その他 表紙写真は、協会ホームページの冒頭写真としても使用する
  - (4) その他
    - ①原稿は、原稿用紙、電子媒体（CD等）いずれも可です。／②差し支えなければ、執筆者の写真等も送付ください。／③書式指定はありません。1ページ：1行39字、36行が目安です。／④送付方法は、「7. 送り先」に、郵送もしくはメール添付で送ってください。
6. 締切日（目安） 令和3年12月10日（金）
7. 送り先 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10  
一般社団法人 長野県産業環境保全協会 会報編集係  
TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872 E-mail nasankan@alps.or.jp
8. その他 ご投稿者に薄謝(図書カード)進呈。／発行部数 800部（会員、関係団体等へ配付）

### ☆☆☆広告も募集しています！☆☆☆

- ・白黒 1 ページ（A4版）（縦240×横155mm）＊ 5万円⇒2万5千円
- ・白黒1/2 ページ（A5版）（縦115×横155mm）＊ 3万円⇒1万5千円
- ・広告料金 ＊新型コロナの影響等による経済状況を考慮し、本号は、例年の1/2です  
注1） 料金には消費税が含まれています。／注2） ＊印の（ ）内は枠を付けた場合の目安です。

事務連絡  
令和3年(2021年)11月12日

一般社団法人 長野県産業環境保全協会長 様

長野県環境部長

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策  
徹底マニュアルの訂正事項について

本県の環境行政の推進にあたり、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。  
本年3月に取りまとめられました「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省・環境省）」について、環境省から別添のとおり訂正事項の事務連絡がありました。

つきましては、本マニュアル内容について御了知いただくとともに、貴会員への周知をお願いいたします。

環境部 水大気環境課 大気保全係  
仙波道則(課長) 駒津裕亮(担当)  
電 話 026-235-7177  
ファクシミリ 026-235-7366  
電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 1 月 1 1 日

都道府県・大気汚染防止法政令市  
大気保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局  
大気環境課長

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策  
徹底マニュアルの訂正事項について

建築物の解体等における石綿飛散防止対策については、日頃より格別のご  
尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月に環水大大発第2103312号通知にてお知らせしました「建  
築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニ  
ュアル（令和3年3月厚生労働省、環境省）」について、別添1のとおり訂正  
事項があり、環境省ホームページに訂正情報を掲載しましたので、お知らせ  
いたします。

引き続き、本マニュアルを参考に事業者への指導の徹底に努められるようお  
願いします。

※環境省ホームページ掲載先

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

環境省 水・大気環境局 大気環境課  
担当 石山・吉田・磯野  
電話：03-5521-8293（直通）  
E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp



## 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

## 訂正表

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.118	4.7.1 除去作業手順 図 4.7.1	フード付きの保護衣・呼吸用	フード付きの保護衣・呼吸用保護具①  (各図の備考として下記を追加) ※呼吸用保護具、保護衣については一例であり、「6 呼吸用保護具、保護衣」も参照すること。
p.178 ～180	4.11.3 石綿含有成形板等の除去作業手順 図 4.11.1、図 4.11.2、 図 4.11.3		
p.251	6.1 保護具等の選定 1段落目	石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、 <u>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)</u> の内部では、 <u>電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成 26 年厚生労働省告示第 455 号))</u> 又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「 <u>電動ファン付き呼吸用保護具等</u> 」)を使用する。	石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、 <u>負圧隔離養生</u> の内部では、 <u>電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成 26 年厚生労働省告示第 455 号))</u> 又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「 <u>電動ファン付き呼吸用保護具等</u> 」)を使用する。
p.252	6.1.2 負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の外部で石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具 1～2段落目	石綿含有成形板等を切断等により除去する場合や石綿含有仕上塗材を電動工具により除去する場合は、 <u>除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③</u> を使用する。  石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合は、 <u>石綿含有仕上塗材を電動工具を</u> 使用する。  石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合は、 <u>石綿含有仕上塗材を電動工具を</u> 用いずに除去する場合は、 <u>呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④</u> を使用する。	除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の <u>区分①、区分②、区分③</u> を使用する。  石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合は、 <u>石綿含有仕上塗材を電動工具を</u> 用いずに除去する場合は、 <u>呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④</u> を使用する。

該当 頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.252	6.1.4 保護衣、作業衣 2段落目	<p>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、<u>隔離作業場からの退出の都度廃棄し、特別管理産業廃棄物として処理する。</u></p>	<p>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、<u>隔離作業場からの退出の都度廃棄することとする。石綿が付着しているおそれのある保護衣等の廃棄にあたって、<u>廃石綿等が排出される作業場(負圧隔離養生の内部)で使用されたものは廃石綿等として処理し、廃石綿等が排出されず石綿含有廃棄物が排出される作業場(負圧不要である隔離養生の内部)で使用されたものは石綿含有廃棄物として処理する。</u></u></p>

# 古いビル・工場・倉庫等をお持ちの方へ

古い建物には有害なPCBを使用した機器が残っている場合があります。

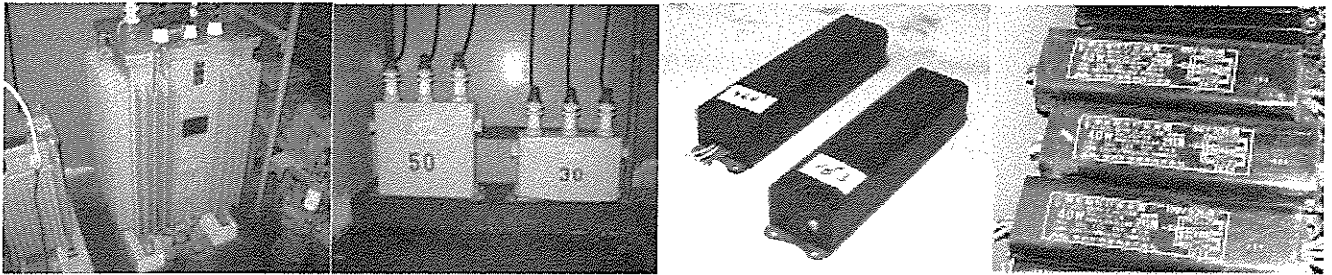
PCBは法律で定められた期限までに処分しなければなりません。

## ●PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは？

主に業務用の電気機器に使用されていた油です。有害性が判明したため昭和47年（1972年）に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っていると思われます。

## ●どんなものに使用されていたの？

電気機器の絶縁油として使用されていました。



変圧器（トランス）

コンデンサー

照明器具用安定器

## ●いつまでに処分が必要なの？

1年を切っています！

廃棄物の種類		処分期間	処分委託先
高濃度PCB 廃棄物	変圧器・コンデンサー等	令和4年(2022年) 3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO北海道事業所）
	安定器・汚染物等	令和5年(2023年) 3月31日まで	
低濃度PCB廃棄物		令和9年(2027年) 3月31日まで	無害化処理認定施設等

\*現在使用中であっても廃棄して期限までに処分を委託する必要があります。

\*処分期限を越えると命令・罰則の対象となりますので、計画的に廃棄・処分して下さい。

## ●調査して見つけたらどうしたらいいの？

長野県（長野市や松本市の事業場はそれぞれの市）へ保管の届出と、処分業者（JESCO、無害化処理認定施設等）への委託処分が必要です。

\*意外なところから発見されることもあります。

- ・昭和47年以降に建て直した施設内（昔の機器をそのまま使用・保管していたケース）
- ・LED化した施設の天井（照明器具は交換したが、安定器のみ残置されたケース）
- ・電気事業法の自家用電気工作物ではない電気機器（X線発生装置、溶接機、昇降機（エレベーター・エスカレーター等）やポンプの制御盤内等）
- ・詳細は下記環境省ホームページにある発見事例をご覧ください。

発見事例1 ([http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/discovery\\_case.pdf?20211112](http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/discovery_case.pdf?20211112))

発見事例2 ([http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/storage\\_case.pdf?20211112](http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/storage_case.pdf?20211112))

## PCB特別措置法に係る届出について

前年度の保管及び処分状況について、毎年度6月30日までに下記提出先に届出\*が必要です！

保管場所・使用場所	提出先
上田市・小諸市・佐久市・東御市・南佐久郡・北佐久郡・小県郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課
飯田市・伊那市・駒ヶ根市・上伊那郡・下伊那郡・木曾郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
岡谷市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・安曇野市・諏訪郡・東筑摩郡・北安曇郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
須坂市・中野市・飯山市・千曲市・埴科郡・上高井郡・下高井郡・上水内郡・下水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
長野市	長野市 廃棄物対策課
松本市	松本市 廃棄物対策課

※前年度の保管・処分状況等について毎年度6月30日までに届出が必要となるほか、保管場所を変更した場合や、全てのPCB含有機器等を処分した場合等にも届出が必要となります。

## 高濃度PCB廃棄物処分に係る助成の拡充について

高濃度PCB廃棄物をJESCOへ委託し処分する際、従来は処分費用のみの助成でしたが、近年の運搬費用の上昇傾向をうけ、令和2年度から助成制度\*が拡充されております！

対象者	処分費用・収集運搬費用の助成割合
中小企業者、個人事業主、中小企業団体等	70%助成
個人、破産管財人等	95%助成

※ JESCO登録後に助成申請可能となりますので、未登録の方は事前に登録手続きが必要です。

- JESCOへの登録手続きや助成制度の条件等の詳細については、下記JESCOホームページをご覧ください。登録担当（03-5765-1935）、中小軽減担当（0120-808-534又は03-5765-1920）へお問い合わせください。

JESCOホームページ (<https://www.jesconet.co.jp/business/index.html>)

- その他の支援制度として、融資制度やLED照明導入に係る補助制度があります。詳細については下記環境省ホームページをご覧ください。

環境省ホームページ (<http://pcb-soukishori.env.go.jp/support/>)

不明な点などありましたら、長野県環境部資源循環推進課までお問い合わせください。

長野県環境部資源循環推進課

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2

電話 026-235-7165（直通）

経営者 や 作業従事者 の みなさまへの 「お願い」 です！

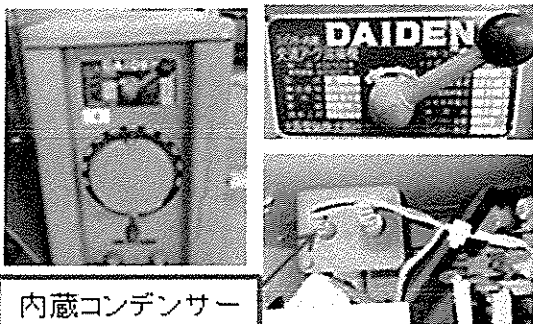
# 工場内や倉庫内に 眠っていませんか？

工場内、倉庫内、屋外などに、処理されずにPCB廃棄物やPCB使用製品が残されている可能性があります。法律で定められた期間内に処分する必要があります。

確認作業や処分手続には手間と時間がかかります。早めのご対応をお願いします。

## 溶接機

< 溶接機 >



内蔵コンデンサー

溶接機に、高濃度  
PCBを使用した  
コンデンサーが  
内蔵されていた場合

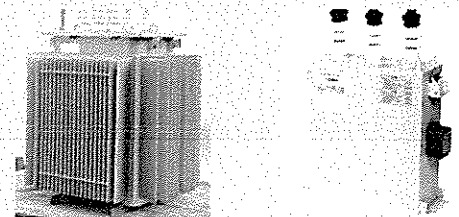
内蔵された  
高濃度PCB使用  
コンデンサー  
が処理対象

確認方法は **裏面** です！

## 電気設備

< 変圧器 >

< コンデンサー >



絶縁油にPCBを使用した  
変圧器、コンデンサーが処理対象

確認方法は **銘板** です！

高濃度PCB廃棄物  
処分期間

令和 4 年 3 月 31 日まで

PCB  
とは？

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、不燃性で電気絶縁性が高い人工の油です。以前は、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途に利用されてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年（1972年）からは新たな製造は禁止されています。PCBに汚染された物やPCBを使用した製品は処分期間が定められています。

# 探そう！ 処理しよう！

## 溶接機 の 内蔵コンデンサー

START

探す

昭和55年（1980年）までに 製造・販売\*された 溶接機 です。

該当する 溶接機 が 見つかった！

※昭和55年以後に製造された溶接機にも、微量のPCBを含むコンデンサーが使用されている可能性がありますので、併せて以下の方法によりご確認ください。

溶接機に内蔵されたコンデンサー内の「油」が①、②、③、④のいずれに該当するか、問い合わせを確認します。

問い合わせ  
確認

○一般社団法人日本溶接協会（JWES） → ホームページを見て確認・問い合わせ

検索 JWES PCB

○上記ホームページに 溶接機の情報 が ない → 直接メーカーに問い合わせ

① 高濃度PCB

② 低濃度PCB

③ 濃度が不明

④ PCB含有なし

届出  
長野県※へ  
届出

届出  
長野県※へ  
届出

※長野市又は松本市内の事業場の場合は各市

期間内に処分  
国の認定を受けた処分業者等により処分します。

処分期間  
令和9年3月31日

期間内に処分  
JESCOが処分します。JESCOは高濃度PCB廃棄物の処分を行う唯一の会社です。中小企業者への処理費の軽減制度\*等もあります。下記JESCOにご連絡ください。

処分期間  
令和4年3月31日

※：■中小企業者等軽減制度■  
処分費と収集運搬費を次のとおり軽減。  
○製造業（造船等）：資本金3億円又は従業員数（非常勤込み）300人以下→70%軽減  
○サービス業（修理等）：資本金5000万円以下又は従業員数（非常勤込み）100人以下→70%軽減  
○個人事業主：上記業種ごとの従業員数→70%軽減  
○個人（解散、廃業による）→95%軽減  
<その他条件はJESCOにお問い合わせください。>

### 溶接機内のコンデンサーの確認作業の様子

1. 溶接機の外観	2. 溶接機の銘板	3. 上ぶた取り外し
	 当機は「電流型」	 上ぶたは必ず取り外す
4. 内蔵のコンデンサー	5. 全面パネル取り外し	6. コンデンサー取り外し
 検出されたコンデンサー	 「銘板」により高濃度PCB使用コンデンサーと判明	 取り外しに必要なお道具： ソケットレンチ、プラスドライバー、コップ等
7. コンデンサーの「銘板」	8. コンデンサー取り外し後の溶接機内部（上部より）	
 毎月電機製のコンデンサー「STD」の表示 （高濃度PCB使用）	 コンデンサーが固定されていた場合はココ	

メーカーの指示※に従って、溶接機に内蔵されたコンデンサーの「銘板」を確認する調査を行い、上記①②④に振り分ける必要があります。  
※：溶接機を電路から切り離れた後も感電の恐れがあります。

以後の対応は不要です！お疲れさまでした！

作業時は必ず「絶縁手袋」の着用をお願いします。

ご不明な点がございましたら、  
ご相談ください。

○ 長野県 環境部 資源循環推進課 PCB担当 TEL 026-235-7165  
※ 長野市又は松本市内の事業場については、各市へお問い合わせください。  
○ 中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)  
北海道PCB処理事業所 営業課 TEL 03-5765-1935



「ビル」などの所有者のみなさまへの「お願い」です！

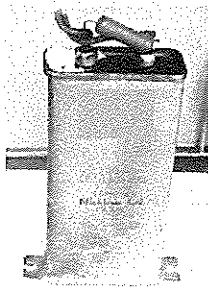
エレベーター、カーリフトなどです。

# 昇降機の設備内に 眠っていませんか？

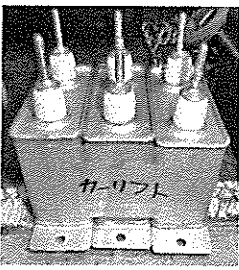
エレベーター、カーリフトなどの設備内に、「PCBを使用したコンデンサー」が設置されている、又は取り外し後そのまま保管されている可能性があります。PCBは、法律で定められた期間内に処分する必要があります。確認作業や処分手続には手間と時間がかかります。早めのご対応をお願いします。

## 昇降機 (エレベーター、カーリフトなど)

<コンデンサー>



エレベーター内から



カーリフト内から

昇降機の設備内に、  
高濃度PCBを使用した  
コンデンサーが  
設置・保管されていた場合

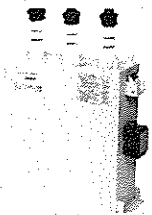
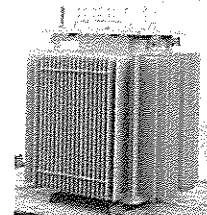
高濃度PCB使用  
コンデンサー  
が処理対象

確認方法は裏面です！

## 電気設備

<変圧器>

<コンデンサー>



絶縁油にPCBを使用した  
変圧器、コンデンサーが処理対象

確認方法は銘板です！

高濃度PCB廃棄物  
処分期間

# 令和4年3月31日まで

(3kg以上のコンデンサーの場合は、この日までに処分委託契約を締結する必要があります。)

### PCB とは？

PCB (ポリ塩化ビフェニル) は、不燃性で電気絶縁性が高い人工の油です。以前は、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途に利用されてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年(1972年)からは新たな製造は禁止されています。PCBに汚染された物やPCBを使用した製品は処分期間が定められています。

# 探そう！ 処理しよう！

## 昇降機 の PCBコンデンサー

START

探す

昭和55年(1980年)までに製造・販売<sup>※</sup>された昇降機です。

該当する昇降機が見つかった！

※昭和55年以後に製造された昇降機にも、微量のPCBを含むコンデンサーが使用されている可能性がありますので、併せて以下の方法によりご確認ください。

問い合わせ  
確認

設備内に設置・保管中のコンデンサーの「油」が①、②、③のいずれに該当するか、問い合わせ確認します。

- 「昇降機の保守点検を行っている会社」に問い合わせ確認  
又は
- 「昇降機メーカー」に直接問い合わせ確認

① 高濃度PCB

② 低濃度PCB

③ PCB含有なし

届出

長野県<sup>※</sup>へ届出

届出

長野県<sup>※</sup>へ届出

以後の対応は不要です！  
おつかれさまでした！

法律上、「届出は義務」となっています。  
届出方法は、下記長野県<sup>※</sup>にお問い合わせください。

期間内に処分

国の認定を受けた処分業者等が処分します。

処分  
期限

令和4年3月31日

※長野市又は松本市内の事業場の場合は各市

期間内に処分

JESCOが処分します。JESCOは高濃度PCB廃棄物の処分を行う唯一の会社です。中小企業者への処理費の軽減制度<sup>※</sup>等もあります。下記JESCOにご連絡ください。

3kg以上の  
コンデンサー

処分  
期限

令和4年3月31日

3kg未満の  
コンデンサー

処分  
期限

令和5年3月31日

※：■中小企業者等軽減制度■

処分費と収集運搬費を次のとおり軽減します。

- 会社(株式、有限、合資、合名、合同)、個人事業主、中小企業団体、法人の場合は、業種ごとに「資本金又は従業員数(非常勤込み)」等で判断  
→70%軽減
- 個人(解散、廃業による)の場合  
→95%軽減

<その他条件はJESCOにお問い合わせください。>

お問い合わせ先

○ 長野県 環境部 資源循環推進課 PCB担当 TEL 026-235-7165

※ 長野市又は松本市内の事業場については、各市へお問い合わせください。

○ 中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)

<処分の手続きについて>

北海道PCB処理事業所 登録担当 TEL 03-5765-1935

<中小企業者等軽減制度について>

北海道PCB処理事業所 中小軽減担当 TEL 0120-808-534

TEL 03-5765-1920



## 「これから企業は再生可能エネルギーとどう向き合えば良いか」(第二回)

グリーンナ株式会社

征矢野 有希

どんな再エネ導入方法の選択肢があるのか？

全3回シリーズでお送りしている本コラムですが、前回の第203号ではグローバルな動きであるRE100について、また国内で2019年に発足した中小企業版RE100宣言の「再エネ100宣言 RE Action (アールイー・アクション)」の取り組みについてご紹介しました。

RE Actionは、事業で使用する電気を100%再生可能エネルギーに切り替える目標を宣言した企業や自治体のイニシアティブです。参加基準はグローバルなRE100と同じ厳しいものにも関わらず、加盟団体数は増加傾向で、設立から約2年で195団体以上に上っています(※2021年10月時点)。

このRE Actionに注目すべき理由は、中小企業における再エネ導入のケーススタディとして非常に参考になるためです。RE ActionのWEBサイトには導入事例が数多く掲載されており、紹介されている再エネ導入手法は以下の4種類となります。具体的な事例に基づき、それぞれの方法について解説します。

- ① 敷地内で発電し、自家消費する
- ② 敷地外で発電し、小売電力から購入
- ③ 再エネのクレジット(証書)を購入
- ④ 再エネ主体の電力を購入

①敷地内で発電し、自家消費する

こちらは会社の敷地に太陽光を設置し、そこで発電した電力を自社で消費するというものです。最近では発電所の設備投資を自社で行う場合と、行わない場合の2つに分かれます。特に後者は第三者が設備を所有する新たな導入スキームとして台頭してきています(図1)。例えばRE Actionの事例の中には初期投資0円太陽光パネル設置事業を行ったケースがありました。これも第三者が太陽光発電所の所有者となるケースで、導入する企業は屋根で発電した電力を購入する形となります。その際に設備のリース費用なども上乗せされる仕組みとなっています。この方法は「オンサイトPPA」と呼ばれています。

②敷地外で発電し、小売り電力から購入

この方法は新しい手法の1つで、自社敷地内に太陽光を設置できるスペースが無い場合に活用されるケースとなります。

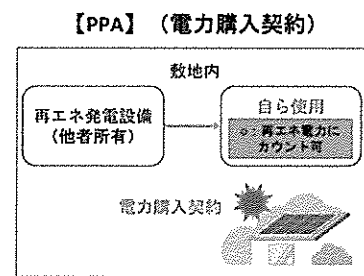


図1: 第三者所有による太陽光導入のイメージ

(出典: 再エネ100宣言 RE Action)

具体的には敷地外に発電所を建設し、そこで発電した電力を自社で使用するスキームです。とは言うものの現在の制度では発電所から需要地まで送電線を直接接続することはできないため、小売電気事業者が

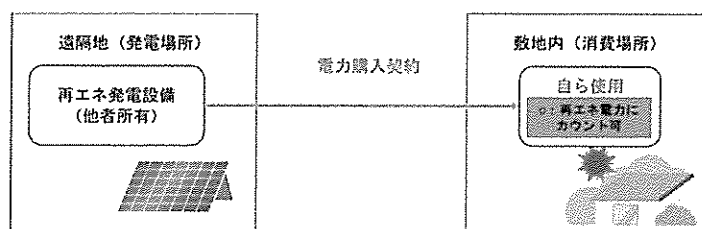


図 2：オフサイト PPA のイメージ (出典：再エネ 100 宣言 RE Action)

仲介役となり、発電所からの電気を供給する体制を作ります。RE Action でも事例が紹介されており、敷地外で発電した電力でもきちんと需要地点に供給され、足りない分は再エネ 100%の電力を補填することで、再エネ使用率 100%を実現しているという事例でした。このスキームにおいても発電所は第三者所有とするケースが多く、「敷地外＝オフサイト」という意味から「オフサイト PPA」と呼ばれています。

### ③再エネのクレジット (証書) を購入

この方法は以前より定着している手法ですが、外部から再エネのクレジット (証明) を購入して、相殺処理を行う方法です。電力会社を変更する必要がなく、特にテナントビルに入居している企業等で活用される方法です。国内にあるクレジットの種類は以下の 3 種類となります。【(1)J-クレジット (2)グリーン電力証書 (3)非化石証書】RE Action では事例として(1)の活用事例が紹介されています。J-クレジットは別の場所で生まれた CO2 削減量を購入し、自社の排出量を相殺できる方法です。(1)～(3)のいずれもまずは自社の使用電力量 (kWh)を把握して、その何%を再エネに置き換えるかを検討し、費用を算出することになります。

### ④再エネ主体の電力を購入

こちらはよく知られている「電力切り替え」によるものです。2016 年の電力全面自由化を皮切りに、新電力会社も増え、再エネ主体の電力プランも増えてきています。RE Action の事例を見ても④が最も多く、比較的手軽にできる方法と言えそうです。コストに関しては必ずしも安くなるとは限りませんが、現在とほぼ同等額もしくは多少のコストアップで済むといった事例の掲載がありました。こちらについては次回のコラムで詳しくお伝えします。

#### 何%を再エネに置き換えるかが重要なポイント

①～④まで様々な方法がありますが、企業が再エネ導入を検討する場合、使用電力量の何%を再エネに置き換えるかという点が重要なポイントです。いきなり 100%でなくとも、30%、50%など段階的な取り組みも十分有効なアプローチだと感じます。コストとのバランスを見ながら①～④を組み合わせるなど、自社に合った方法で検討を進めることをお勧めいたします。 【出典】再エネ 100 宣言 RE Action (<https://saiene.jp/>)

## 知っておきたい環境法規制の基礎知識（第10回）

### 【大気関係】

○大気汚染防止法附則第9項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

（指定物質排出施設：政令附則第4項別表第6 指定物質抑制基準：平成9年2月6日環境庁告示第5号及び第6号）

#### 1 ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定 既設：200 mg/m <sup>3</sup> （排ガス量1,000m <sup>3</sup> /h以上3,000m <sup>3</sup> /h未満） 100 mg/m <sup>3</sup> （排ガス量3,000m <sup>3</sup> /h以上） 新設：100 mg/m <sup>3</sup> （排ガス量1,000m <sup>3</sup> /h以上3,000m <sup>3</sup> /h未満） 50 mg/m <sup>3</sup> （排ガス量3,000m <sup>3</sup> /h以上）
2	原料の処理能力が1日当たり20トン以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用 既設：100 mg/m <sup>3</sup> （特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100 mg/m <sup>3</sup>
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定 既設：200mg/m <sup>3</sup> （排ガス量1,000m <sup>3</sup> /h以上） 新設：100mg/m <sup>3</sup> （排ガス量1,000m <sup>3</sup> /h以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外 既設：100mg/m <sup>3</sup> 新設：50mg/m <sup>3</sup>
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500kL以上のもの	浮屋根式のもの除外、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用 既設：1,500mg/m <sup>3</sup> （容量1,000kL以上） 新設：600mg/m <sup>3</sup>
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1トン以上のもの（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外 既設：200mg/m <sup>3</sup> （排ガス量1,000m <sup>3</sup> /h以上3,000m <sup>3</sup> /h未満） 100mg/m <sup>3</sup> （排ガス量3,000m <sup>3</sup> /h以上） 新設：100mg/m <sup>3</sup> （排ガス量1,000m <sup>3</sup> /h以上3,000m <sup>3</sup> /h未満） 50mg/m <sup>3</sup> （排ガス量3,000m <sup>3</sup> /h以上）

#### 2 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定 既設：500mg/m <sup>3</sup> 新設：300mg/m <sup>3</sup>
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が5キロリットル以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定 既設：500mg/m <sup>3</sup> 新設：300mg/m <sup>3</sup>
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定 既設：300mg/m <sup>3</sup> 新設：150mg/m <sup>3</sup>

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m <sup>2</sup> 以上のもの	既設：500mg/m <sup>3</sup> 新設：300mg/m <sup>3</sup>
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30kg以上のもの	密閉式のを除外 既設：500mg/m <sup>3</sup> 新設：300mg/m <sup>3</sup>

新設：H9.4.2以降に設置されたもの 既設：H9.4.1までに設置されたもの

注1 指定物質抑制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中における指定物質の量とする。

注2 排出ガス量は標準状態に換算した1時間当たりの量とする。

## ○公害の防止に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準

### 1 ばい煙に係る規制基準（規則第9条 別表第2、第4）

番号	ばい煙発生施設	規制基準
1	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉 火格子面積0.5～1.0m <sup>2</sup> 未満 羽口面断面積0.2～0.5m <sup>2</sup> 未満 バーナーの燃焼能力（重油換算） 20～50L/h未満 変圧器の定格能力120～200kVA未満	いおう酸化物の排出基準K値＝17.5 （長野市注1、松本市注1、岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町にあっては14.5） ばいじん 0.4g/m <sup>3</sup> 注2
2	金属製品の製造の用に供する表面処理施設又は排出ガス処理施設（塩酸を使用するものに限る。） 塩酸を塩素換算した処理能力が10kg/h以上	塩化水素 80mg/m <sup>3</sup> 注3
3	金属表面の付着油の処理施設 バーナーの燃焼能力（重油換算）が5L/h以上	いおう酸化物の排出基準K値＝17.5 （長野市注1、松本市注1、岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町にあっては14.5） ばいじん 0.4g/m <sup>3</sup> 注2

注1 昭和51年9月1日における行政区画その他区域又は道路によって表示されたものとする。

注2 ばいじんの規制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中におけるばいじんの量とする。

注3 塩化水素の規制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中における塩化水素の量とする。

### 2 粉じんに係る管理基準（規則第9条 別表第3、第5）

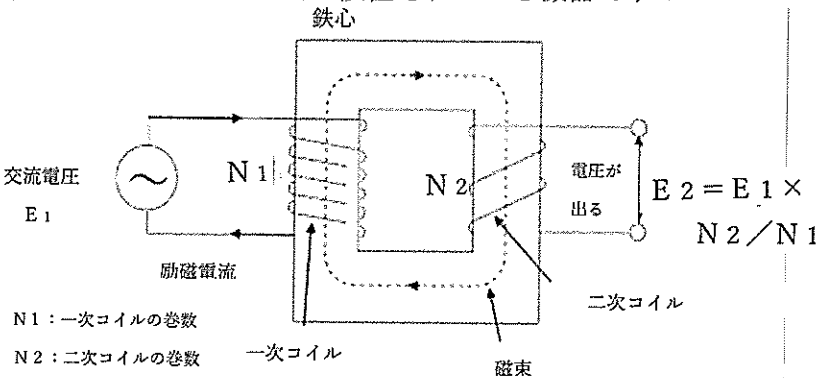
番号	粉じん発生施設	管理基準
1	木材および木製品製造業の用に供する 帯のご盤 丸のご盤 かな盤 碎木機 チップパー	次の各号の1に該当すること (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 防じんカバーでおおわれていること。 (3) フード及び集じん機が設置されていること。 (4) 散水設備によって散水が行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	黒鉛製品の製造の用に供する 原料混和施設 加工施設	
3	繊維製品の製造の用に供する 動力打綿機 動力混打綿機	

\*次回から、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（「化学物質排出把握管理促進法」、又は単に「化管法」という。）によるPRTR制度とSDS制度に関するしくみや情報を掲載する予定です。

～ 変圧器の損失低減による省エネ ～

今回は工場、事務所、店舗などに設置されている自家用電気工作物について取り上げました。一般的には、6,600V 高圧受電されている場合が多いと思います。この設備に使用されている変圧器の省エネについて説明します。変圧器は屋内の電気室やキュービクル内に設置されている機器です。で普段あまり見る機会がないと思います。

変圧器の原理を説明するため、最も簡略化した構造図を右図に示します。薄板のケイ素鋼板を積層した鉄心に絶縁して、その上から導体（通常は銅線）を巻き付けコイル状にした構造です。一次コイルに交流電圧を印加すると鉄心内に磁束を発生して、二次コイルに交流電圧を誘起します。交流電圧 E1、E2、コイルの巻数 N1、N2 の定量的な関係は図中に示します。



変圧器の損失は、一次コイルに交流電圧を印加して鉄心中に磁界を発生させますが、この時に鉄心に生じる交番磁界による損失(鉄損：無負荷損失)が生じます。更に、二次側に生じる誘起電圧により二次コイルに負荷電流が流れることから一次コイル、二次コイルに生じるジュール損失(銅損：負荷損失)が生じます。この2点に変圧器の損失の主体です。変圧器は通常 365 日/年、24 時間/日の長時間稼働するため、無負荷損失と負荷損失もかなりの量となり省エネ対策が有効です。

変圧器の損失低減による省エネの代表的な手法について次に記します。

① 高効率変圧器への更新

通常、製造年の新しい物の方が高効率です。例えば、既設の変圧器が設置後長期間経過している場合など、老朽更新を兼ねて最優先で高効率機への更新に取り組みます。特に、2014 年度から省エネ法のトプルランナー変圧器の規格が改訂され効率がかなり向上します。

(一社)日本電気工業会報告書では更新を考慮する時期として 20 年経過、電気学会技術報告で 25 年とされていますので、更新時期に合わせて計画してください。

② 軽負荷変圧器の統合

変圧器は一般に負荷率が概ね 30～70%程度の時に最高効率になります。近年、省エネ対策、節電対策、生産調整などで当初計画した時よりも負荷が減っている場合が多々あります。また、生産設備の増設時には変圧器を増設しますが、移設等の減設時には変圧器はそのままとなっていることがあります。このような場合には、軽負荷の変圧器を切り離して稼働する変圧器を集約して効率の高い運転点となるように負荷を調整します。

③ 無負荷変圧器の停止

生産ラインの移設や変更などのため負荷となっていた生産設備が廃止され無負荷となっている変圧器があれば、1 次側を完全に電源から切り離し無負荷損失をなくします。無負荷損失が削減できます。

#### ④ 変圧器の更新（単相△結線から3相高効率型への更新）

単相変圧器3台で運転しているものを3相変圧器1台に低容量化します。これにより、無負荷損の低減、高効率化、省スペース化が図れます。

上記4項目を記載しましたが、実際には平日の操業時、夜間、休日、夏期、冬期などで負荷が大きく変わりますので、このパターンを調査してトータルの最適化して省エネを図る必要があります。実施に当たっては、電気事業法で選任が定められている電気主任技術者に相談してください。また、更新を行う場合には、形状変更に伴う設置スペース、取付方法、設備費用、工事費などの検討が必要となります。

次に、受電設備内に設置されている変圧器とコンデンサのPCB含有について説明します。PCB濃度により高濃度と低濃度の2つに分かれます。5,000 mg/kgを超えるPCB含有は高濃度、PCB濃度が0.5 mg/kgを超え5,000 mg/kg以下のPCB含有廃棄物（可燃性のPCB汚染物等を除く）及び微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

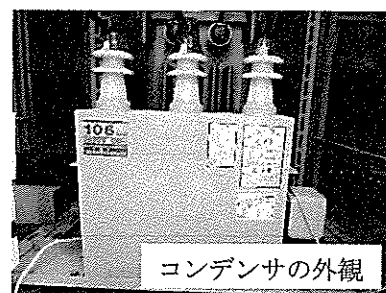
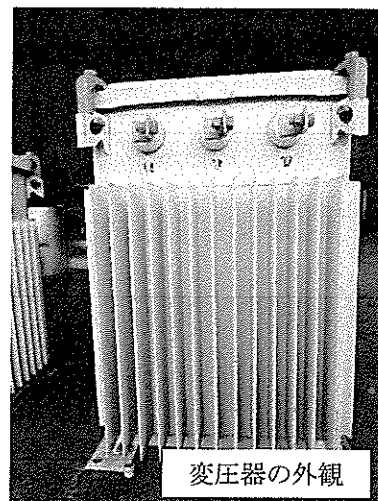
変圧器とコンデンサの絶縁油にはPCBが含まれていることがあります。PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和4年3月31日まで、低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日までとなっています。

使用中のPCB含有電気工作物に係る手続きは、電気関係報告規則により管轄する産業保安監督部長への手続きが必要です。PCB廃棄物の保管及び処分に係る手続きは、PCB特措法により保管場所を管轄する都道府県市の長への手続きが必要です。

変圧器やコンデンサの寿命による更新やPCB含有への対応による機器更新に合わせて、これら機器の省エネを検討する際の参考になれば幸いです。

#### （参考資料）

- ・省エネルギーセンター発行資料
- ・環境省発行パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」



---

小林 和男 小林技術士事務所 所長  
技術士（電気電子部門/総合技術監理部門）  
e-mail : koba@iiyama-catv.ne.jp

## 環境法令改正情報（令和3年8月～11月）

（注）省令以上の法令を掲載した。 \*を付した改正法令は、主な環境法令の概要に掲載している。

8月	改正法令	概要
4日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一二）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第9条の10（一般廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項第1号及び第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項第3号の規定に基づき、同法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。同法施行規則第6条の24の4（無害化処理の内容の基準）及び第12条の12の16（無害化処理の内容の基準）に関する改正。
31日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通・環境二）	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第6条（報告の徴収）第1項及び第7条第3項第3号の規定に基づき、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正し、令和3年9月1日から施行する。
9月	改正法令	概要
	自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五七）	自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第42号。以下「改正自然公園法」という。）附則第1項の規定に基づき、「改正自然公園法」の施行期日は、令和4年4月1日とする。
17日	自然公園法施行令の一部を改正する政令（二五八）	自然公園法第2条（定義）第6号、第20条（特別地域）第3項第18号、第21条（特別保護地区）第3項第11号及び第37条（利用のための規制）第1項第3号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、以前公園法施行令の一部を改正し、「改正自然公園法」の施行の日から施行する。【概要】1 公園事業となる施設の種類の追加 2 国立公園及び国定公園の特別地域及び特別保護地区において許可を要する行為の追加 3 野生動物の生態に影響を及ぼす行為の規定 4 都道府県經由事務の廃止 5 施行期日
21日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛一）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第144号。以下「改正化審法施行令」という。）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第28条（基準適合義務）第2項の規定に基づき、及び「化審法」施行令附則第3項（経過措置）を実施するため、「化審法」施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正し、改正化審法施行令の施行の日（令和3年10月22日）から施行する。

24日	* 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一五）	水質汚濁防止法第3条（排水基準）第1項及び第27条（経過措置）の規定に基づき、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）の一部を改正し、令和3年12月11日から施行する。概要：亜鉛含有量に係る暫定基準（現行基準は、令和3年12月10日まで）に関する改正。
	排水基準を定める省令の一部を改正する省令（同一六）	水質汚濁防止法第3条（排水基準）第1項及び第27条（経過措置）の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部を改正し、令和3年10月1日から施行する。概要：附則第2項（経過措置）の改正。「平成35年9月30日（天然ガス鉱業にあっては、平成33年9月30日）までの間は、第1条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。」を「令和5年9月30日までの間は、第1条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。」に改める。
27日	経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七一）	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）第13条（使用フロン類の環境影響度の低減に関する勧告及び命令）第1項の規定に基づき、経済産業省関係のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正し、令和4年3月27日から施行する。概要：第3条（指定製品の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）の表1中のエアコンディショナーに関する改正。
29日	愛玩動物看護師法施行令（二七三）	愛玩動物看護師法第2条（定義）、第11条（免許証の再交付手数料）第16条（規定の適用等）第2項等に基づき、政令を制定し、法の施行の日（令和4年5月1日）から施行する。概要：①法第2条第1項の愛玩動物は、オウム科全種、カエデチョウ全種、アトリ科全種とする。②免許証再交付手数料の額は、3,400円③免許登録手数料及び免許証明書書換交付手数料の額④国家試験受験手数料の額⑤予備試験手数料の額⑥施行の日。
	* 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（二七五）	大気汚染防止法施行令の一部を改正し、令和4年10月1日から施行する。概要：①ばい煙発生施設の規制規模要件の改正大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件について、電熱面積に関する基準を廃止するとともに、バーナーの有無にかかわらず燃料の燃焼能力に関する基準を適用することとした。（別表第一関係）②施行期日
	動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七六）	「動物愛護管理法」第39条の25（犬又は猫）第1項の規定に基づき、「動物愛護管理法」施行令の一部を改正し、改正「動物愛護管理法」（令和元年法律第39号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和4年6月1日）から施行する。概要：①手数料 犬又は猫の登録に係る手数料等②施行期日



10月	改正法令	概要
4日	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（二八三）	環境影響評価法（以下「法」という。）第2条（定義）第2項及び第3項並びに第56条（経過措置）の規定に基づき、環境影響評価法施行令の一部を改正し、令和3年10月31日から施行する。経過措置あり。概要：①法の対象事業のうち風力発電所の設置の工事の事業又は発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事に係る規模要件を、第一種事業については出力が五万キロワット以上であることに、第二種事業については出力が三万七千五百キロワット以上五万キロワット未満であることに、それぞれ改める。（別表第一関係）②経過措置を定める（附則第2条～第5条関係）③令和3年10月31日から施行する。
20日	* 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八八）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）第2条（定義等）第2項、第3項及び第5項並びに第21条（経過措置）の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。経過措置あり。概要：PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質及びSDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質が見直し①第一種指定化学物質 462物質→515物質（うち特定第一種指定化学物質 15物質→23物質）②第二種指定化学物質 100物質→134物質
29日	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（経済産業七八）	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号。以下「改正アセス法施行令」という。）附則第3条第1項の規定に基づき、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令を定め、「改正アセス法施行令施行の日（令和3年10月31日）から施行する。概要 施行日前に法アセス手続を開始していない事業の取扱いについて規定する。令和4年9月30日までの移行期間中に着工しようとする事業について、法アセス手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けなければならない。
11月	改正法令	概要
8日	* 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇六）	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）の施行期日は、令和4年4月1日とする。
	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇七）	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。この政令は、令和4年4月1日から施行する。

## ～協会からのお知らせ～

### ○令和3年度化学物質管理関連研修会の参加者再募集！

9月に開催を計画し、応募者が最少催行人数に達せず中止いたしました。多方面から開催要望が寄せられたため、開催時期を来年1月下旬に設定し、参加者を募集、開催いたします。

・開催日：令和4年1月26日（水）・27日（木）10:00～15:00

＊この研修会は、2日間で実施します。

・プログラム すべてオンライン（Zoomを利用）で実施します。

・講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦徹也 氏

・受講料（テキスト代、消費税を含みます。）

15,000円 （当会会員は、12,000円）

### ○会報「サン」(第50号)会報への寄稿及び掲載広告申し込みのお願い

昨年に引き続き、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し取り組みよう！」をテーマとして設定し、「再生可能エネルギー」と「省エネ」の取り組みをはじめ、会員の皆様の参考となる情報を掲載いたします。

掲載広告の広告料については、現下の厳しい経済状況に鑑み、例年の半額で設定いたしますので、積極的に申し込みをいただきますようお願い申し上げます。

## ☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

新型コロナワクチンの2回接種率が7割を超え、ようやく感染者が減少に転じたものの、様々な要因が重なり、ヨーロッパやアジアでは、新型コロナウイルスが再拡大、国内では、これから諸活動が活発化、という矢先に、原油高、円安、各種物価が上昇と先が見通せない状況が続いています。

協会活動も後半に入りました。上半期は、協会の主要事業であるエコアクション21関係のオンラインによるセミナー参加者が大幅に増加するなど、アフターコロナ、脱炭素化を視野に事業活動を進めようという事業所が多く見受けられます。引き続き後半の諸事業も、効率的効果的な業務執行に努めてまいりますので、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。（専務理事 古川雅文）

☆☆☆令和3年度（2021年度）化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）☆☆☆

1 開催日：令和4年1月26日（水）・27日（木） 両日とも10：00～15：00

\*この研修会は、2日間で開催します。（どちらか1日のみの参加はできません。）

2 プログラム すべてオンライン（Zoomを利用）で開催します。

第1日（26日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国 RoHS(II)管理規制 ・その他の国の RoHS 法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） 質疑応答（30分程度）
第2日（27日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） ○質疑応答（事前の質問についての）

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦 徹也 氏

4. 定員 50名（最少催行人数設定あり）\*参加者人数が20名未満の場合は中止します。

5. 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：12,000円 一般：15,000円

6. 申込締切日 令和4年1月11日（月）午後5時（必着のこと）

7. 申し込み方法 当会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）から案内をダウンロードし、  
FAX：026-228-5872 メール：nasankan@alps.or.jp 郵送でお申し込みください。

8. 問い合わせ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：専務理事 古川雅文

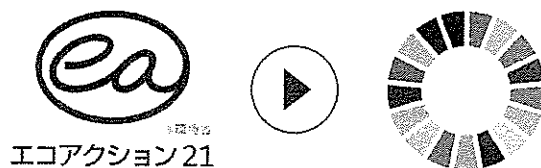
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 メール：nasankan@alps.or.jp Fax：026-228-5872

2050 カーボンニュートラル  
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために  
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、  
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構  
Institute for Promoting Sustainable Societies